

「ソム」と「鎮」の間

——内モンゴル牧畜業地域における新しい文化の生成——

高 明 潔

はじめに

(一) 本論文の視点

本論文は「文化変容」の視点で内モンゴルの牧畜業地域における文化の変化を考察するものである。

文化の変化にはその社会内部での発明、発見、革新などによって惹き起こされる変化と、異なる社会の影響を受けることによる外来文化の借用など異文化との接触によって惹き起こされる変化との二種がある。そのなかでも、とくに異なる文化をもつ人々の集団が、継続的かつ直接的に接触した結果いづれか一方または双方の在来文化に変化が生じる現象、および異文化との接触によって惹き起こされた



在来文化の革新的変化を、人類学では一般に「文化変容」または「アカルチュレーション」(acculturation)と呼ぶ。

すなわち文化変容とは、発展のレベルの如何を問わず、どのような社会においても、その多くが近くの社会から、あるいは遠くの社会から、さまざまな文化の要素を取り入れ、長い年月をかけて、在来文化との融合や結合をはかり、それによってこれまでの文化をより豊かで洗練されたものに変えるという現象が起こることである。

こうした文化変容の中には、強制された文化のなかに密かに伝統的要素を忍び込ませたり、さまざまな工夫による調整や適応がはかられたケースも少なくなかった。そこから新しい文化が生まれることは言うまでもない事実である。このため、文化変容が持つその受動的側面および創造的側

面に關してもそれぞれ強調される。

文化変容のメカニズムを究明することは、二〇世紀前半から中期にかけて文化人類学の重要な課題であつた。従来、この研究は衰退しており、一九三〇年代以降の文化変容論に替わる新しい文化変化に關する理論がないと指摘されていた。しかし現在では、トランスナショナルリズム、グローバルリズムという問題と関連づけられて、「トランスカルチュラリズム」という視点で文化変容現象が分析されるようになってきている。

トランスカルチュラリズム (transculturalism ; transculturation) の研究とは、アカルチュレーションが持つ西洋中心、二分法的コノテーションを避け、異文化接触に際して生じる既存の文化の限界・境界を超越する過程や状態の持つ創造的、生成的意義を見落とさないようにするための研究である。つまり、グローバル化などの影響によつて惹き起こされる在来文化と外来文化とのせめぎ合いのなかで、いささか停滞気味であつた在来文化に新しい意味が付与されて活性化したり、新しい第三の文化が生成されたりする現象がトランスカルチュラリズムである。

かつての文化変容研究が、主に比較的明確な文化的境界を持つ二つの文化の接触と相互変化の關係に焦点を合わせていたことに對し、トランスカルチュラリズムの研究は、ナショナルリズム、トランスナショナルリズム、グローバル

ムといった、現代の大きな世界的潮流と関連づけながら、文化の脱境界化の問題、また逆にグローバル文化の地域化・土着化の問題も含めて、より広い視野で地域文化の動態を捉えようとするものである。

こうした文化変容論とトランスカルチュラリズムの視点のもとに、本論文においては比較的明確な文化的境界を持つ二つの文化の接触と相互変化の關係に焦点を合わせるといふ文化変容に關する視点と、新しい第三文化が生成される様相を提示するトランスカルチュラリズムという視点とを併用し、内モンゴル自治区における牧畜業地域に現れた「新しい第三文化」(以下新しい文化を用いる)のあり方とその生成要因を提示することとする。

これに基づいて内モンゴル自治区の牧畜業地域をはじめとする相対化された周辺社会が持つ外来文化への在来的・蘇生的な適応力、およびその創造的側面を、どのような視点で見ることが、という問題提起を本論文の目的とする。

(二) 考察対象の概況

本論の考察対象であるA鎮⁽²⁾は、総面積二一〇七km²で、内モンゴル自治区の北中部に位置する(本書二頁「内モンゴル自治区行政区分図」参照)。A鎮は典型的草原亜型地域に分類され、牧羊を中心とする牧畜業を営んでいる。

行政レベルではA鎮はシリングル盟政府の所在地である

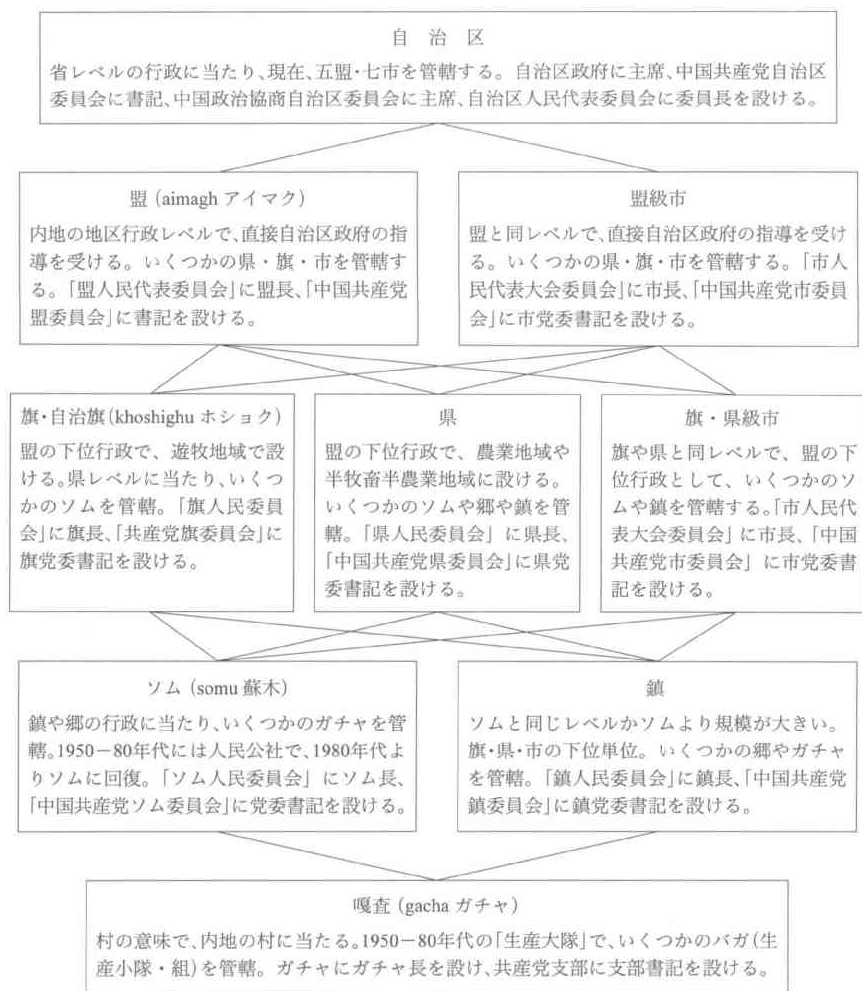


図1 内モンゴルにおける現行行政制度

シリント市（以下S市と表記）に置かれ、S市を構成する一級行政組織の一つである。内モンゴルの現行行政については、図1内モンゴルにおける現行行政制度^①の通りである。A鎮として区画されている地域は、歴史上アバガ部とホチ部の領地であり、清時代には盟旗制度^②のもとにそれぞれアバガ旗とホチト旗に改編され、シリント盟の下におかれていた。一九四〇年代半ば頃、ホチト旗の一部がアバガ旗に組み込まれ、アバガ旗の一部と併合してア

バガ旗の下位単位であるAソムとして組織された。

一九五〇年代後半にはAソムはA人民公社に改編され、一九八二年、人民公社が解体された後はソムという名称が復活し、二〇〇二年まではAソムと呼ばれた。二〇〇二年五月三十一日にAソムはA鎮に改編され、現在に至っている。

現在、A鎮は、かつての中国共産党Aソム委員会を中国共産党A鎮委員会、Aソム人民政府をA鎮人民政府とそれぞれ改称し、その下位単位としてもとのAソムの基礎組織であるガチャと、町の基層組織である居民委員会を新たに設けている。総人口の四一六〇人のうち、モンゴル族は一八八八人、漢民族は二九七二人である。

一 「ソム」と「鎮」のあいだ

——新しい文化のあり方——

(一) A鎮におけるガチャ

——在来文化のあり方——

(1) 四つのガチャ

「ガチャ」(gacha)はモンゴル語の村の意味で、内モンゴルの牧畜業地域における最末端の行政組織で、その位置付けは「図1内モンゴルにおける現行行政制度」に示した。

一九五〇年代以降現在まで、ガチャは中国の行政レベル

においては農業地域の生産大隊や村として規定されたが、その生産様式や人口規模や居住形態などは農業地域のそれらとはまったく異なり、あくまでも牧畜業的という内モンゴル牧畜業地域の在来文化を表象するものにほかならない。

現在、A鎮には四つのガチャがあり、その総面積は二一〇〇km²で、A鎮の総面積二一〇七km²の九九%以上を占めている。この四つのガチャはかつてのAソムの基本的構成単位であったものがそのままA鎮の基本的構成単位として維持されたもので、これらの区画や名称の変更は一切ない。

四つのガチャにおける専ら牧畜業を営む牧民は一一二五人(二六七世帯)で、鎮全体のモンゴル族人口一一八八人の九八%以上を占めており、平均一〇km²当たり一人という割合で四つのガチャに分布している。四つのガチャの構成は表1の通りである。

(2) ガチャにおける牧畜生業

A鎮の四つのガチャは、いずれも「マール」(mal)と呼ばれる生産対象の牧畜業を営んでいる。マールは、モリ(mori、馬)・ホニ(khoni、羊)・ウヘル(Uker、牛)・イマガ(imagha、ヤギ)・トモ(temege、ラクダ)を示す総称である。ガチャごとのマールの構成は表2に示す。

この四つのガチャにおける牧羊を中心とする牧畜業的生産活動は、四つのガチャに分属する牧民が家族単位で「ゲル・ボリン(家庭)・マルジーリンダルバイ(牧場)」

表1 4つのガチャ

ガチャ名	地理位置	総面積	人口(人) 世帯数	1人当たりの 牧場使用面積	備考
Aガチャ バインポリゲ(豊かな泉の意)	鎮北部	334km ²	258人 56世帯	201,000m ²	1958-82年 第一生産大隊
Bガチャ バインゴル(豊かな川の意)	鎮東部	540km ²	282人 68世帯	241,500m ²	1958-82年 第二生産大隊
Cガチャ スルグロン(聡明才知の意)	鎮南部	554km ²	295人 72世帯	291,000m ²	1958-82年 第三生産大隊
Dガチャ バインダラ(豊かな野原の意)	鎮西部	672km ²	290人 71世帯	367,000m ²	1958-82年 第四生産大隊
合計		2100km ²	1,125人 267世帯	1,100,500m ²	

注：2002年10月1日までの統計による。各ガチャの位置は図3参照。

表2 4つのガチャにおけるマールの構成

ガチャ名	家畜総数	モリ (馬)	ホニ (羊)	ウヘル (牛)	イマガ (ヤギ)	トモー (ラクダ)
Aガチャ	25,638	256	15,450	303	9,636	26
Bガチャ	26,799	270	15,890	420	10,191	23
Cガチャ	25,009	267	14,504	411	9,783	34
Dガチャ	22,391	240	14,505	328	7,328	32

注：2003年6月末の統計による。

(ger b'üi-yin majji-un'alabai) と呼ばれる家族牧場を利用する方式で行っている。

家族牧場は一九八三年に登場したが、一九八七年には家族単位で使用できる面積は三〇年間不変と政策上規定されたため、これ以後一人当たりの使用面積は表1のように確立した。現在、牧場と牧場との境界を区分するため、網围栏と呼ばれる網囲いがマークとして建てられている。

家族牧場の区画に伴い、牧場内での「スルシホ」(saghushikhu) と呼ばれる定住も進められてきた。A鎮における牧畜民の定住は、家族牧場内で「バイシン・ゲル」(baising ger) と呼ばれる煉瓦作りの家屋を設け、その側にモンゴル族の伝統居住である「モンゴル・ゲル」(mongolger、パオ)を設けたり、家屋から少し離れた場所に井戸を掘ったり、家畜の囲いや家

畜の冬用の草を保存する倉庫を設けたりするというのが一般的なスタイルである。

そして、牧畜経営では家畜を群単位でしか管理できないので、家族単位で所有する家畜群を互いに混雑させないために、四つのガチャの牧畜民の家屋は、平均3kmから5kmの距離を置いており、農業生産地域の村落とはまったく異なる定居の様相を呈している。

(3) 牧畜業の保全措置

家族牧場に限定された天然の草をそのまま家畜に繰り返し食べさせると、牧場の退化という結果をもたらすことは免れない。牧畜業を維持保全するために、現在ガチャごとに下記のような措置を取って牧場を利用している。

その一 互酬互助的な方式

家族間で牧場を頻繁に交代で利用するという伝統的な牧畜生産手段。例えば、その年に家族Aの牧場内の草が良くない場合には、周りに住む近隣Bや近隣Cと相談し、彼らの牧場のどちらかを使わせてもらい、その代わりに、翌年その近隣Bや近隣Cの牧場の草が良くない場合は、家族Aの牧場を使わせるという方法である。

その二 「囲・封」という方式

「囲」とは、牧場の面積によつて家畜数を定めることをいう。一頭の羊には二三〇〇㎡の牧場が必要という原則に則つて、家畜数に対応できる牧場の面積を算出し、保障できる

頭数を限定する。

「封」とは牧場を封じることがを指し、二つのケースがある。その一つは、一定の牧場を放牧禁止として区画し、一定期間休息させることである。もう一つは、草の根が成長する春期に、草が完全に育つまで、すべての牧場の春期放牧を禁止することである。牧場を休ませる期間には、家畜を家畜囲いに入れ、保存している干草などの餌で飼育する。また地元政府からは一〇〇㎡につき一五〇kgの草や食糧が無償で提供される。

放牧できる牧場では、夏から秋までは、家族の一部が家畜群を牧場内の水や草の豊富なところに連れていき、そこにモンゴル・ゲルを建て、臨時に放牧営地での生活、あるいは放牧地と定着屋との間での移動的な生活を送る。冬になると、水分補給に雪を家畜に食べさせるなどのために放牧をしたり、家屋の近くに設けた家畜囲いに入れて保存してある干草などの餌を与えたりすることが普通になっている。

(4) A鎮におけるガチャの位置付け

一九五〇年代以降現在まで、Aソムは時代の変革に伴い、何度かの変革の道を歩み、定居や家族牧場という新しい要素も登場し、さらに鎮に改編されるに至ったが、一つの行政区画としてその存在を維持できた要因がこの四つのガチャにあることに変わりはなく、牧畜的生業という在来文

化のあり方が最もよく表象されるのもこの四つのガチャにほかならない。

四つのガチャにとって家族牧場の区画および鎮への改編は、一種の文化変容だと言えるが、この四つのガチャがこれまで維持してきた牧畜業のあり方、および家族牧場が区画されてからこれまでの二〇年間に於いて、牧場のさらなる使い分けや牧草の退化などの問題に直面しても、牧畜業を放棄しようという動きはなく、その上牧場を保全するためにさまざまな措置を施しているのも事実である。

この四つのガチャのあり方をみると、内モンゴル牧畜業地域における文化変容は、牧畜業文明の規律に規定される在来文化というあり方を超越できるとは言い難い。その変容は結局のところモンゴルの牧畜業文明から制限を受けざるを得ない。A鎮におけるこの四つのガチャの存続はまさにこの点を明らかに物語っている。

(二) A鎮における居民委員会

—— 外来文化のあり方 ——

(1) 居民委員会

Aソムが鎮に改編された際、鎮の管轄範囲内にガチャとは全く異なる性格をもつ居民委員会が組織された。現在、イマトウ居民委員会とアウルハイ居民委員会という二つの居民委員会が組織されている。四つのガチャを構成する一

二五人のモンゴル族の牧畜民に対し、この二つの居民委員会を構成する主体はA鎮に居住する四千人余の漢民族である。

居民委員会とは、一九五四年二月に公布された「城市居民委員会組織条例」によって、都市部を構成するもつとも末端的な行政的・社会的な組織であると規定されている。一九八九年二月に上記「条例」をもとに、再制定された「中華人民共和国城市居民委員会組織法」を公布した。第六条は「居民委員会は居民の居住状況によって、居民自治の便利であるという原則に従い、一般に一〇〇戸から七〇〇戸の範囲内に設立する。居民委員会の設立、撤廃、規模の調整などは、区を設けない市、市直管轄区の人民政府によって決定される」と規定している。

しかしながら、一九八〇年代以降、中国では農業の近代化を目指すため、都市部周辺の農村地域で村落の集合体としての小城鎮を發展させようというプロジェクトが推進され、さらに一九九〇年代後半に提唱した「小城鎮大戦略」というスローガンのもとに、農村地域ではより一層多様な小城鎮が現れた。これら小城鎮においては上記の規定によって、都市部で組織されている居民委員会とは異なる様相の居民委員会が相次いで組織された。

このため、現在、中国における居民委員会には図2のような二つのケースがある。

Bケースに分類される居民委員会のほとんどは農村部の小城鎮に組織され、その規模や行政機能などは都市部に設けられているAケースのような居民委員会には及ばない。A鎮に組織されている二つの居民委員会は、Bケースに分類されるが、A鎮の経済を支える生産組織ではないので、

ガチャのような行政上の権限は持たず、単に居住単位としてA鎮の区画下に置かれているのである。

(2) イマトウ居民委員会
「イマトウ」(imato)とは、「オウヨウやヤギの活動する場所」という意味を示す地名である。イマトウ居民委員会

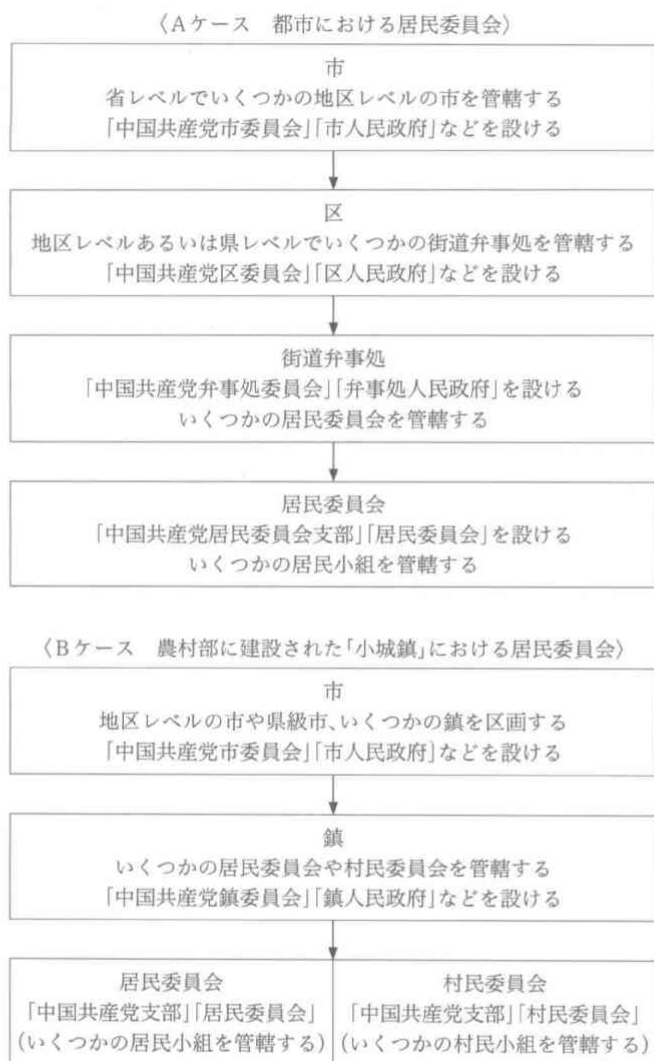


図2 居民委員会の2つのケース

は二〇〇二年五月三十一日AソムがA鎮に改編された直後に組織され、三五〇〇人余の人々によって構成されている。

A鎮の東北部に位置するイマトウは、もともとホチト部の一部であり、その後A人民公社第二生産大隊、のちのAソムBガチャの一部であったが、一九八二年、華北油田開發センターに属する採油大隊がイマトウ地域に採油工場を設けて石油を採掘し始めた。

採油大隊に属する労働者は下位単位である採油隊に所属し、広く散在する採油点において採油作業を行うが、その住居は採油場と呼ばれる場所に集中的に建設された。牧畜業を中心に営むAソムの領域内に建てられた採油場は、採油大隊の労働者団地と寄宿舎をはじめ、その行政や生産管理部門、病院、スポーツセンターや娯楽クラブ、飲食店などの生活施設が揃い、町の規模並みに建設された。このため、外部では「採油場」という呼び方でイマトウ地域を示すことになった。

しかしながら、Aソムが鎮に改編されると、A鎮政府はその地もとの名称であるイマトウを用いて、採油場に居住するすべての人々をイマトウ居民委員会の名称で組織し、内部は路南小組と路北小組とに分けてA鎮の管轄下に置いた。

路南小組に所属する居民は二五〇三人で、八六〇戸前後である。各戸の「戸主」主人」のほとんどは採油大隊の職

員と労働者であるため、彼らの人事や行政面に関する管理は華北油田開發センターによって行われている。センターの行政部門はS市に設けられているため、これら二五〇三人はS市の住民として戸籍がS市公安により登録されている。しかしその職員と労働者の事実上の常駐地は採油場、すなわちイマトウであり、彼らの家族や親戚もイマトウでサービス業を経営しているので、彼らに対する日常的な管理はほかならぬA鎮によることになる。この日常的管理を理由として、路南小組に所属する二五〇三人は現在A鎮政府によってA鎮の人口として公示されている。

路北小組は、飲食店などのサービス業を経営している人々からなっている。二〇〇三年八月時点の統計では、一五〇戸前後、千人余である。彼らは採油大隊の労働者や職員ではないが、その中には採油大隊関係者の親戚もいれば、他の農耕地域からやってきた者もいる。彼らは出身地で発行される戸籍を持っているため、A鎮では彼らを「臨時住戸」(臨時住民)として登録し、彼らの日常活動をチェックしている。彼らはA鎮の人口には含まれない。

(3) アユルハイ居民委員会

「アユルハイ」(ayulhai)の意味は「車の道溝」で、鎮に改編される前のA人民公社やAソム政府の所在地の地名であり、この地域の行政的・経済的中心地の代用名称でもあった。アユルハイ居民委員会という名称も地名によって名付

けられたものである。

一九五〇年代以前、アウルハイでは牧畜業経済を補充する毛皮の加工業・商売・飲食などの第三次産業がすでに登場してきたが、一九五〇年代以降、アウルハイは人民公社やソム政府の所在地として、政府機関や病院、牧畜業サーピースステーション、食糧ステーション、銀行、売店、小学校などの施設も次第に整えられた。このため、アウルハイ諸施設に集中した人々によって、アウルハイ・ホト（ホト (Khotos) は当地や町を示す用語である）が構成された。

鎮への改編以前、Aソムは行政権限上の制限により、アウルハイ・ホトで居民委員会を設けることはできなかった。このため、一九九〇年になってからAソム政府はアウルハイ・ホトにおける第三次産業の集中地を「商」と呼び、それをランドマークとして、商以西に住む人々を西商小組、以東に住む人々を東商小組という二つの居民小組に組織し、それらを住民単位としてソム政府の直接管理下に置いた。

二〇〇二年AソムがA鎮に改編されると、アウルハイにアウルハイ居民委員会を組織し、もとの二つの居民小組がその下位単位として組み込まれ、現在、一三四戸五三二人からなっている。

西商居民小組を構成しているのは、一九五〇年代初期に行われた土地改革（耕地をすべての農民に平均的に分配する運動）、および一九八〇年代に実施された土地責任制（生

産請負制）によって耕地を分配した際に現れた労働力過剰という現実のもとに、内陸や内モンゴルの農村地域からやってきた漢民族出身の農民とその家族である。彼らはすでにもとの出身地の戸籍を放棄し、Aソムの人口としての戸籍を持っている。現在、一一六戸四六九人がいる。その大部分は個人や共同経営の方式で毛皮の加工業・商売・飲食などを経営している。

東商居民小組を構成しているのは、元Aソム政府機関や国营や地方経営による病院、牧畜業サーピースステーション、食糧ステーション、銀行などに勤めている人々とその家族の一八戸六三人である。そのほとんどはモンゴル族で、その中にはAソム出身者と国家分配によってやってきた他の地域の出身者を含んでいる。

現在、A鎮の政府機関はアウルハイ・ホトからイマトウに移されたが、牧畜業・生活と密接に関わる牧畜業サーピースステーション、病院、売店、飲食店などの施設はそのままアウルハイ・ホトに残っている。アウルハイ・ホトはかつてのAソムの行政的・経済的中心地として、依然としてA鎮の牧畜民とその隣接地域に散在する牧畜民に利用されている。

(4) A鎮における居民委員会の位置付け

牧畜業の社会・生産組織としてのガチャと対照的に、居民委員会はA鎮にとつては、もともとはまったく縁のない

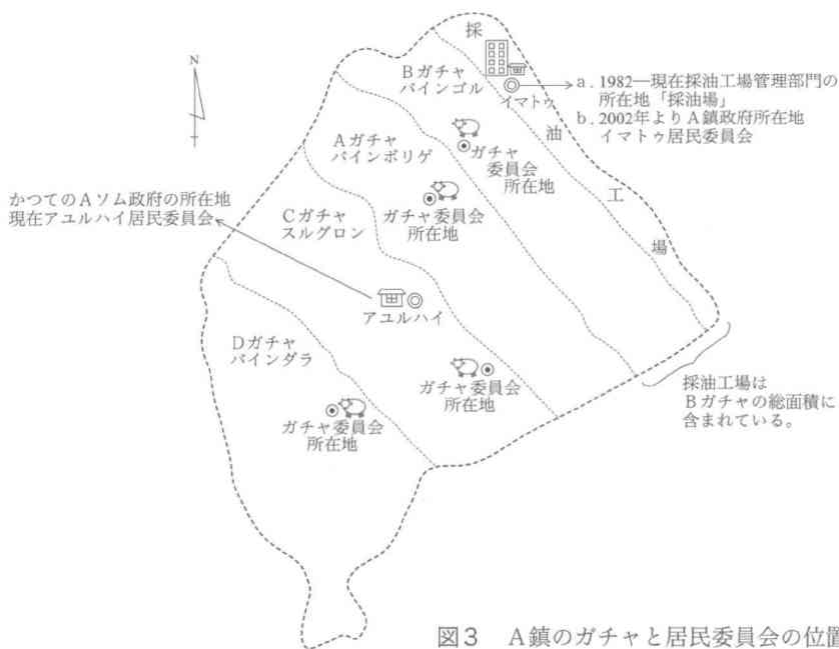


図3 A鎮のガチャと居民委員会の位置

都市的な社会組織であったが、A鎮下に置かれることによつて、二つの居民委員会がA鎮の牧畜業経済を補充する毛皮の加工業・商売・飲食などの第三次産業、および居住単位として位置づけられた。

牧畜業経済を補充する毛皮の加工業・商売・飲食などの第三次産業に従事しているのはアウルハイ居民委員の大部分の人々、およびイマトウ居民委員会に臨時に在任している千人余の人々である。そして行政上、採油大隊に所属する労働者とその家族らは居住単位を構成している。アウルハイ居民委員会が一九五〇年代以降の内モンゴルにおける牧畜業地域の町の姿を映しているのなら、イマトウ居民委員会には、一九八〇年代以降内モンゴルにおける牧畜業地域に現れた新しい町の生成の経緯が示されている。

そして、四つのガチャを構成しているのは在来の牧畜民であるのに対し、二つの居民委員会を構成している主な人々は外部の人間である。彼らがAソムにやってきた時代的背景はまったく異なるが、現代中国における主体社会と周辺社会との接触の具体像を生き生きと提示している。

(三) 「ソム」と「鎮」のあいだ

——創造された新しい文化のあり方——

(1) ガチャと居民委員会との並存

内モンゴル牧畜業地域での伝統文化であるソムが外来文

化である鎮に置き換えられたA鎮は、牧畜業的行政区画であるガチャと、都市部の居住的行政区画である居民委員会という、性質が全く異なる単位によって構築されている。その構成は図4のようである。

(2) ソムと鎮の間

鎮として、A鎮に都市部の基礎組織である居民委員会しか設けられず、すなわち、鎮という都市部の行政組織に改編したとすれば、その下位単位も当然鎮という性格に相応しい都市部の組織である居民委員会を編成すべきである。しかしながら、A鎮の場合は、二つの居民委員会を設けていると同時に、その総面積の九九%以上を占め、分散的に牧畜業を営んでいる四つのガチャに対しての変更措置は何も取らず、それをそのまま維持して居民委員会と並行的に存続させている。

そして、二つの居民委員会がA鎮に設けられても、現実には、二つの居民委員会の中のイマトウ居民委員会は、A鎮に所属する生産単位でもなければ、サービス産業でもなく、居住単位としか位置付けられないため、行政上の権限を持たない。一方、四つのガチャはA鎮を構成する在来的要素であるとともにA鎮の牧畜経済を支える生産単位として、行政上の権限を持っている。

そして、A鎮が新しい文化として、そのもつとも特徴的なところは、生業・生活の全てが家族牧場に集約される牧

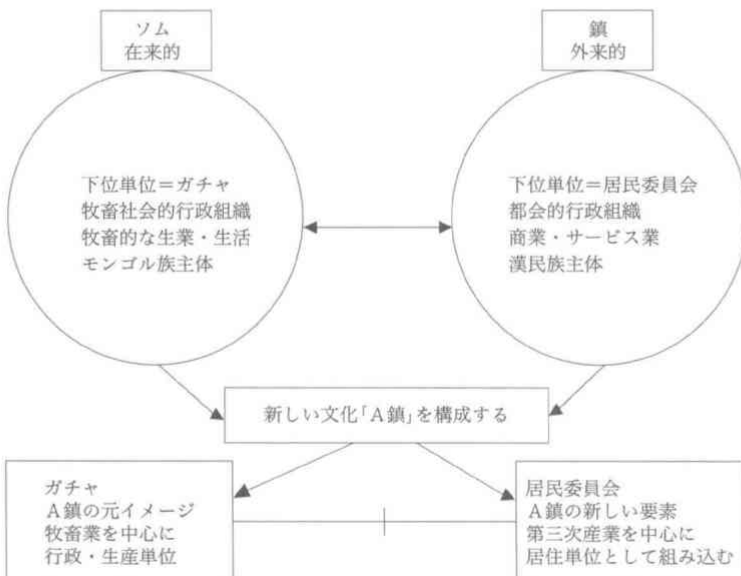


図4 「A鎮」の構成図

畜業的なガチャと、職住分離という労働と生活の場を分ける形態を持つ採油大隊とを一つの行政区画に置いたことである。すなわちガチャという在来的要素と、鎮や居民委員会という外来的な要素が混在するA鎮は、決して内モンゴルにおける昔ながらの「牧畜業的・固有的」なものでもなければ、完全に都市部における「都会的・今風の」なものに飲み込まれてしまうものでもないのである。

このような、純粹な牧畜業文化でもなく純粹な都市文化でもないという「新しい第三文化」であるA鎮は、まさにもとのAソムという行動主体の意思決定の下に、比較的明確な異なる文化体系を持つ二つの文化の接触と相互変化的関係によって創造されたものであるといえる。そこでここではその創造性は「人類学的精神で（「親族」や「宗教」を定義するように）国民を次のように定義することにしよう。国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である——そしてそれは、本来的に限定され、かつ主権的なもの（最高の意思決定主体）として想像されると。……というものは、いかに小さい国民であろうと、それを構成する人々は、その大多数の同胞を知ること、会うことも、あるいは彼らについて聞くこともなく、それでいてなお、ひとりひとりの心の中には、共同の聖餐のイメージが生きているからである」⁽¹⁾。こうして、発明され想像された政治共同体と同様に、想像によって統合されたA鎮は、国家という

政治共同体を営むと同様に、A鎮という新しい共同体を確保するために、その内部における二つの異なる文化体系の分岐や衝突などを隠し、それを対外的な存在として創造するに至っている。その創造のプロセスはまさにその行動の主体であるAソムという最高意思決定の在来的・蘇生的な力を物語っている。

二 「ソム」から「鎮」へ

——新しい文化の生成要因——

(一) ソムから鎮へのプロセス

(1) 国家システムへの対応

Aソムが鎮に改編できたのは、Aソムをはじめ地方政府が国家の「小城鎮建設」というプロジェクトに、うまく調整・適応したことによるものである。小城鎮建設は一九八四年以来、中国政府が推進したプロジェクトであって、それは下記のように構想されている。

- ① 都市部と農村部の間のあらゆる面における格差の縮小
- ② 農村部における集約形の労働様式によって生じた剰余労働者を都市部へ移動させる
- ③ 農村や牧畜業地域の人口をそのまま町や都市部の人口にするという人口調節策

④ 国家の総合的経済能力を以つて農村部と牧畜業地域間の格差を調節する

また、一九九七年の中国共産党一五回大会における「關於農業与農村工作若干重大問題的決定」で、「小城鎮を發展させることは農村經濟と社會を發展させるための一つの大戦略である」と宣言されて以來、「小城鎮・大戦略」というスローガンのもとに、現在、中国では一九五〇年代以降国家政府の許可によつて設立された市・県政府の所在地としての「建制鎮」のほかに、地方政府の許可によつて農業・牧畜業地域に設けられた「地方郷鎮」も登場してきた。

A 鎮は、その上級行政単位であるS市政府によつて推進されている「撤鄉並鎮——鄉を廃止し鎮に併合する」というプログラムによつて改編された地方郷鎮である。「撤鄉並鎮」とは、人口が少ないいくつかのソムを合併して一つの鎮にし、人口が多いソムをそのまま鎮に改編するというものである。また、鎮に改編するかどうかの決定権はそれぞれのソム政府にある。そして、改編できるかどうかは一定の基準による。A 鎮の場合は、その前身であつたAソムを鎮に改編するために、鎮が持つべき人口の基準に巧く合わせる工夫をしたのがA鎮を生成する最も重要な要因である。

(2) 人口条件の活性化

一九九五年時点のAソムの総人口は一二二六人で、その後二〇〇一年の時点、つまり、鎮に改編する直前でも一二

〇〇人前後しかなかった。この人口は内モンゴル牧畜業地域における一つの行政単位としてのソムでは平均的であるが、鎮への改編可能な人口基準には及ばなかつた。

しかしながら、Aソムは、その外部的に「採油大隊」の人口を創造的に生かしたことによつて鎮への改編を目指した。その結果として、現在、A鎮政府によればその総人口は四一六〇人で、うちモンゴル族は一一八八人、漢民族は二九七二人と発表されている。その構成は表3のとおりである。

この構成を検討すると、漢民族の四九七二人はまさにAソムを鎮に改編できた最も重要な条件であつた。しかしながら、現実には、漢民族総人口の約四九七二人からもとのAソムの政府所在地であつたアユルハイに居住しAソムの戸籍に登録されている四六九人、および一時的に居住している千人を除けば、残りの二五〇三人は華北石油センターに属する採油大隊の労働者として、その戸籍はすでにS市に登録されている。すなわち、これら二五〇三人は事実上S市の人口のはずなのである。従つて、Aソムを鎮に改編できるかどうかは採油大隊の態度によることにもなつたが、Aソムは以下のような採油大隊の現実を検討し、その人口を鎮に改編できる人口基準に巧く適合させて、終に鎮への改編という目標を実現するに到つた。

まず、採油大隊に所屬している人々にとつては、行政上彼らの所屬はあくまでも採油大隊であり、Aソムとは関係

表3 A鎮の人口構成

モンゴル族(1,188人)		漢民族(4,972人)		
A鎮の戸籍に登録され、総人口に加算される		総人口数に加算される2,972人		総人口数に加算されない約1,000人
4つのガチャに分布している牧畜民1,125人	政府所在地に住む役人とその家族63人	アユルハイ居民委員会を構成する元の政府所在地に住む469人。行政所属はA鎮で、戸籍もA鎮に登録される	イマトゥ居民委員会を構成する2,503人で、採油大隊に所属し、戸籍はS市に登録される	イマトゥ居民委員会＝採油場に住み、A鎮に臨時戸籍として登録され、A鎮の人口として加算しない

注：2003年8月までの統計による。

ない。それに彼らは国家企業の労働者として、「城市戸籍」が保証され、その戸籍はすでにS市に登録されている。以上の前提がすであつたため、彼らはAソムという地域に拘束されてしまうことがない。たとえ、彼らの実際の働き先とそれと関連する日常生活がAソムという地域に限定され、および日常生活に関連するあらゆる施設もAソムにあるイマトゥII採油場というところに備えられていても、それらは彼らの永久的な労働や生活の場所にはならないのである。

また、採油大隊の人々にとってみれば、国家政府の「小城鎮建設」という構想によってAソムが鎮に改編されれば、当然町の資格を有するようになる。これによってAソムの牧畜民が所持する「牧区戸籍」も当然「城市戸籍」に変更でき、すなわち都市部の人間として認められる。そうなれば採油大隊の労働者と牧畜民との身分差というものは一切なくなるのである。

このため、たとえ城市戸籍を持つ採油大隊の人々をA鎮の総人口の一部として加算しても、採油大隊の人々をA鎮の居民委員会として組織しても、その改編自体は実際採油大隊の人々に何の損失ももたらさず、何の不平等も与えないのである。このような現実のもとに、採油大隊の責任者たちは、Aソムの採油大隊の労働者とその家族をAソムの人口として加算し鎮へ改編しようという意向に対して、何

の異議も唱えなかった。そして、Aソムを鎮に改編できて、採油大隊の人々を中心とする単なる居住単位という性格のイマトウ居民委員会を組織し、その人口をA鎮の人口として発表するに至っている。

二 「新しい文化」A鎮」が語るもの

(1) 権限拡大による権益の主張

Aソムは国家政府の戦略のもとに、外来人口の条件を生かしたことによって鎮への改編ができたが、その改編の内部的要因はAソムが地元の権益を守るために自らの権限拡大を目指すという目標に関わっている。その目標は採油大隊に占有されるイマトウ地域での復権に集約されている。

一九八二年からAソムのイマトウ地域は石油の生産地になったが、石油は国家の資源であるという方針があるため、Aソムは石油開発に関わる権限を持ってない。採油大隊は国家企業として、当時のAソム政府所在地および牧畜民が定着屋を作るために必要な基本建設用材料、各ガチャが文化活動センターを建設する材料、第一・第二生産大隊地域の生産・生活用の電力などの援助を行っていたが、Aソムはこれ以上の石油開発による権益分配に関わることができなかった。

Aソムにとってはたとえ資源開発から何の権益も享受できず、自らの行政区画にある地域に関する管轄権限を主張

するだけであっても、権限のレベルを向上させない限りその主張は通せない。ソムのままだと、自らの地域に住んでいる採油大隊の人々の管理もできず、地元の所有権限・管轄権限を主張することも当然できない。そのため、地元政府としてのAソムにとって、自らの行政権限を如何に拡大していくのかということが課題となり、そこで、ソムから鎮への改編を目指す方向に向かった。

ソムから鎮に改編された現在、A鎮の復権の意志が表面化しているのは、A鎮政府は在来の地名をそのまま維持し、それを鎮と二つの居民委員会の名称として用いている。また何よりも鎮政府のすべての構成員はもとのソムの構成員のままで切り替えただけのことである。また、採油大隊の施設は華北油田センターの資金で建てられているもので、A鎮の所有物ではないにもかかわらず、現在では、A鎮政府はイマトウ居民委員会において採油大隊の事務棟のひとつを臨時に利用し、その入り口にはすでにA鎮人民政府と中国共産党A鎮委員会という看板がかけられている。鎮政府は将来イマトウの北側にA鎮政府専用の施設の建設を企画している。

また、A鎮政府が自らの地域に住んでいるすべての人々を自らの地域の人口と見なすことは当然なことである。とみて、たとえ、採油大隊の人々を行政上では自らの管轄下に置くことができなくても、彼らを鎮の性格に相応しい居民

委員会として組織し、かれらに単に居住単位としての生活管理の権限しか与えず、採油大隊の人々の日常生活面に關する管理を自らの管轄下に置くことは可能になっている。

そして、A鎮政府は牧畜民の牧場使用権三〇年不変という政策を守るために、外来の人々によって分割されるような条件を与えないという方針を明確にしている。このため、A鎮にとって鎮に改編するためには人口が多ければ多いほど好都合であるにもかかわらず、上記のA鎮の人口として含まれていない千人余の人々に臨時戸籍しか発行せず、彼らに牧場を分割しないの方策をとっている。この方策は、今の市場経済化のもと、人口移動の自由度が急激に高まるなかでイマトウ居民委員会に相次いでやってきた人々に対応する方策となっている。

上述したいずれも一種の土地所有への復権や拮抗であるとはいえ、この拮抗は「力」によるものであり、Aソムが鎮という外部のシステムを活性化して始めて、「弱い周辺」であっても「強い中心」と拮抗できるようになってきたことを物語っている。

こうして、鎮が持つ行政的権限によって、採油大隊という外部的・人口的な存在に対応したことを意味したことになり、イマトウ居民委員会を通してイマトウ採油大隊をA鎮の権限範囲に還元すべきだという意志が自然に成立している。

(2) 新たな権益の追究

Aソムが鎮として改編されると、国家の小城鎮建設プロジェクトに規定されている「農村や牧畜業地域の人口をそのまま町や都市部の人口にする」という人口調節策によって牧畜民は「牧区の戸籍」を持つ者から「城市戸籍」を持つ人間に変わり、戸籍上の制限から脱け出すことが可能になった。

このため、現在、四つのガチャの牧畜民は自由に都市部への移動が認められるし、都市部まで移住しなくてもそのまま都市部の住民として認められるようになった。また、牧畜民のこともたちは都市部の学校に入学することができ、将来就職する際にも戸籍による制限を受けずに済むのである。さらに、軍隊に入って兵役を終えた人々がそのまま都会や町に残って就職する際の戸籍上の制限もなくなる。

また、中国では各地域に設立された国家企業が地元地方税を支払うべきだとする方針を決められていたが、Aソムの場合、採油大隊から基本建設などの物質的な援助を受けていたが、地方税という還元権益を直接得なかった。このため、鎮に変更後の現在では、生活インフラが整っているイマトウの施設が利用できることに伴い、イマトウ居民委員会に組織されている採油大隊の労働者の家族や親戚などによって経営されている第三次産業からの工商税の徴収も合理化されるようになった。

同時にA鎮の政府機関もイマトウに移されたため、A鎮の行動主体である四つのガチャの牧畜民が鎮の政治・経済の中心地であるイマトウに通うことも普通となっている。もちろん、牧畜民にとってはそこに集中している第三次産業を利用する場合、漢族とのコミュニケーション問題や、その外来的環境への適応などは直面する課題となっているが、彼ら第三次産業から徴収された税金などは、四つのガチャで維持されている牧畜業、特に牧場の建設や保全などのために使われることになっている。この税金は今後のA鎮の経済を確保する一つのルートになっている。

むすび

以上のような内モンゴル牧畜業地域において現れている「新しい文化ⅡA鎮」の構成、およびそれを生成する要因を通して、A鎮が持つ意味合いを以下のようにまとめておく。ソムと鎮との間にあるA鎮は、受動的に改編させられたものではなく、まず、Aソムという改編を行使した行動主体がその内部の人口的な制約から外部的人口の優位性を生かすことを通して、牧畜業社会であるソムといういささか停滞気味である在来文化に都会・町社会である鎮という新しい意味を付与して活性化している。それによって「新しい第三文化ⅡA鎮」が生み出されている。それはAソム

という在来文化が持つ社会変容への適応力およびその自己変革の力によるものであるにほかならない。

厳密に言えば、本論文の考察対象であるA鎮は内モンゴル牧畜業地域において普遍的な存在とはいえないが、一九五〇年代以降内モンゴルにおける牧畜業地域が歩んできた道を振り返ってみると、A鎮における四つのガチャのように中国全体の政治・経済システムに編入され、伝統的文化が大きな変化を迫られた状況に至っても、その固有的な牧畜業・文化が未だに放棄されずに強く維持されてきたことだけはさしあたりの事実である。従って、A鎮は内モンゴル牧畜業地域がもつ普遍的な性格も維持しているといえる。

その普遍性はまさに、内モンゴル牧畜業社会や文化がいくらか中央的政治・経済のシステムに編入させられても、結局のところその編入は牧畜文明に規定される在来文化の規律に還元するほかはない、というところにある。これに関しては紙数の制限で本論文では論じることができない。しかし、そのような規律があつてこそ、その在来的力や外部への適応力と自己変革の力といったものも持てるのである。そこで、本論文の結びとして以下の問題を提起しておきたい。

これまで筆者も含み、中国の周辺社会として位置付けられている少数民族社会についての考察の多くは以下の二点に集約されていると言える。

その一、周辺少数民族社会を、時間を超えて永遠に相対的に遅れているという枠組みに置き、それらの社会全体を静態的・閉鎖的なものと設定して民族誌を描く点。

その二、逆に、周辺少数民族社会の変容について、それが単一制の政治的・社会的なシステムに早晚飲み込まれてしまい、漢化してゆく運命にあるとする点。

上記の二点に集約されているのは「中央」と「周辺」として構築されている政治的・文化的な力関係、つまり、中央的政治経済システムへの編入を強いられた周辺社会が大変化を迫られているという現実である。

しかしながら、周辺社会における事実上の行動主体である少数民族社会が静態的に設定されると、周辺社会はいつでも中央政治や主体文化の浸透によつて無力な対象として扱われてしまいがちになるばかりではなく、周辺社会が持つ在来的力、特にその蘇生しつつある対応・変革の力に対してまったく関心を払わずに、中央的政治文化の犠牲的存在と見なされてしまうのにはかならない。

結局、上記のような二点に集約される構築自体の帰結は、中央と周辺、外部と内部という全体的なコンテクストにおける相互作用の弁証法が生きていくべきところが中央政治の勢力に包摂されてしまうという決定論的な物理学に矮小化され、それによつてより一層周辺社会が中央的政治文化に対して遅れているという立場におかれ、周辺の社会を卑下さ

せることにしかならないのである。またこのような構築によつて研究対象がいつも単に民族誌の記述対象として受動的にしか記録されず、彼らに語らせないという帰結のなかには、一種の準オリエンタリズムの傾向が隠されていることを指摘しておきたい。¹⁶⁾

二一世紀になった現在、グローバリズムの影響のもとに、中国を含む世界全体にはグローバル文化をローカル化、つまり世界化するとともに本土化するという動きもあれば、世界化・本土化するとともに地域化・土着化するという動きもある。A鎮の人々の言い方によれば「いわゆる外来的ものを以つて伝統文化を守り続けよう」ということである。ソムから鎮への変容というケースはきわめてミクロ的なものではあるが、新しい文化であるA鎮の生成はすなわちその一例であるといえる。

そこで、内モンゴル牧畜業地域をはじめとするすべての相対化された周辺の存在を永遠に静態的・閉鎖的・無力的・卑下的とする視点は、周辺社会における原初的な規律、その社会に固有的で蘇生しつつある力の動きに対して弁証法に欠けるものであるため、より一層の弁証的・柔軟的な視点が必要であると述べておきたい。

〔付記〕 本論文は愛知大学海外共同研究B-24「内モンゴル総合研究」助成金による研究成果の一部である。本稿の一部は二〇〇二年三月一日に愛知大学海外共同研究B-24

公開共同研究会「内モンゴルにおける自治と社会文化の現状」で報告した。それと二〇〇三年八月に行った現地調査の資料と合わせて本稿を作成した。

注

〔1〕 江淵一公編著『トランスカルチユラリズムの研究』第一部・総論「トランスカルチユラリズムの研究——地球人類学の視覚——」による。

〔2〕 筆者の考察対象に関するフィールド・ワーク的研究は一九九〇年代初期より始まったが、二〇〇二年度から愛知大学より研究助成を受けることにより、研究対象に関する追跡調査を行うことができた。本論文は、二〇〇二—〇三年度に行われた調査結果を中心に取り上げたものである。

「A鎮」は対象地域のアルサンボリゲ鎮の仮名である。「アルサン」(Aršan)は梵語の「聖水・甘露」の意味で、「ボリゲ」(Bolge)はモンゴル語の「泉」の意味である。この地域にはアルサンボリゲと呼ばれる泉が実在しているため、それがその地域の行政区画の名前として用いられている。本論文では、「Aršan・bolge」という名称の第一音節「A」を取って「鎮」と併せて考察対象を示す。

古代中国において、「鎮」と呼ばれたものには三つのケースがあった。その一、大きな山を鎮と言い、各州はその地方最大の名山を鎮とした。その二、辺境防衛の重要な地域に鎮を置き、兵士を駐屯させて守らせる地域を重鎮や軍鎮と呼んだ。鎮ごとに將に軍を統べさせ、同時に民政を管理

させ、また、次第に鎮將にそれぞれ軍務・民政を分けて管理させた。また清代末期では、鎮を軍事単位にして新軍を編成し、辛亥革命の後、新軍の鎮を師に改称した。その三、大きな定期市を鎮と叫んだ。清代には人口五万人以上の住民がいる町を鎮と規定した。『中国歴史文化事典』『中国文化通誌』などによる。

中華人民共和国が成立した後、一九五五年に公布された国家政府の規定によると、鎮を設立する基準は、県レベルの市および県・自治県政府の所在地、その所在地の居住者が二千人以上に達し、そのうちの五〇％以上が農民ではないと定められている。これらの鎮は「建制鎮」と呼ばれている。

一九八〇年代以降、国家政府が推進する「小城鎮建設」というプロジェクトのもとに、地方政府の許可により農村・牧畜業地域では郷からなる鎮という「地方郷鎮」も登場してきた。本論の考察対象であるA鎮もこの「地方郷鎮」に分類されている。現在、これらの地方郷鎮は建制鎮と共に県・自治県により管轄される一級行政区画である。

〔3〕 「アバガ」(Abaga)はモンゴル語の「叔父」の意味で、古代モンゴルの一部落の名称であったが、現在内モンゴル自治区一級の区画である「旗」(県レベル)の名前となっている。アバガと呼ばれたのはブゲボロゲト (Bugbelegein) という人物であり、彼は本来チンギス・カンの異母弟であるため、モンゴル社会においては彼を叔父とみて、彼の領地にもアバガという名称をつけた。その領地はもともと蒙

古国のハンガイ (Hangai) 山の北部とエヌン (Enun) 川やケルロン (Gelun) 川の辺りであったが、その後この部落が次第に南へと移動した末、清崇徳四年 (一六三九) に現在地であるシリングゴル盟の北部に定着し、以来その定着地域もそのままアバガと呼ばれるようになった。

崇徳六年 (一六四一) にこのアバガ部はアバガ右旗、順治八年 (一六五一) にはアバガ左旗として編成され、シリングゴル盟の下に置かれた。一九五六年にこの二つの旗を併合し、行政上はアバガ旗とされた。現在の A 鎮の南部・北部・西部地域はこのアバガ旗に属していた。

(4) 「ホチト」(Khocti) は「古老・昔」の意味で、古代モンゴルの一部落の名称であった。その部落は、太祖チンギス・カンの十五世の子孫の領地として、古くからシリングルの東北部に存在していた。清代ではこのホチト部をホチト左旗とホチト右旗に分けていた。一九四五年秋、ホチト右旗の旗長は遊牧地域にまもなく入るであろうと思われる国民党ないし共産党の勢力に不安になったため、三〇〇戸の部民の一部を連れて当時の蒙古人民共和国へ移動したが、残留した部民はその後ホチト右旗と接しているアバガ左旗に所属させられた。

現在の A 鎮の東部地域はかつてホチト右旗に属していた。その地域とそこに分布しているホチト右旗の残留者は五〇年代より八〇年代まで当時の A 人民公社の第二生産大隊として組織され、八〇年代以降は、A ソムの B ガチャに改称した。現在、ホチト部(旗) は内モンゴルにはすでに存在

しないが、それを語り続けているのは A 鎮の東部地域およびそれに隣接している以東の地域である。

(5) 「盟旗制度」とは、清朝がモンゴルを有効的に管轄するために、設けた懐柔策的な政治行政であった。清朝は、まず、満洲族の「八旗制度」に基づき、モンゴルの伝統的な社会組織である「トゥメン」(tumen、万戸。ウルス(ulus)とも呼ぶ)の低位単位であった「オトゴ」(otogh)あるいは「ホシヨク」(koshighu、尖端・支隊の意)をそれぞれに生産・軍事組織とした「旗」に入れ替え、それらの旗をそのままホシヨクと呼び、ホシヨクの郡王である「ジャサク」(jasagh)をそのまま「旗長」とするという措置を取った。

そして、それぞれの旗を有効に管轄するために、その上部組織である「盟」が設置された。「盟」とは、昔モンゴル各ホシヨクの集合である「ツウグラガン」(chighulghan、会盟)において、「アイマク」(aimagh、部族)という意味を示す語からつけられた行政単位の名称である。「盟長」は、清朝の理藩院の直接的な任免によりその盟に属する諸旗の旗長の中から一人が担当させられた。

こうして編成されていた盟旗制度は、それ以後時代の変化に伴い、その政治的性質はまったく異なる様相を呈してきたが、行政組織としては未だに維持されている(図1参照)。

(6) 「ソム」(somu) は満洲語の「箭・先端」の意味で、八旗制度においての末端的な軍事・生産組織の名称であった。

内モンゴル地域で編成された旗においても、一つの旗にはいくつかのソムが組織されていた。普通、百十戸で一つのソムを編成し、ソムごとに牧場を分配し、その内部はさらにいくつかの「バカ」(baga、隊)に分けられていた。それぞれのソムに属する男性部民は、一般に十八歳より六十歳までを「箭丁」(兵士)とし、有事の際には旗の兵士として出動し、普段は牧畜業に従事していた。

一九五〇年代末期より、それぞれのソムが人民公社に替わり、その下位単位であったバカは生産小隊として、生産大隊に含まれた。

(7) 一九八二年にA人民公社が解体されAソムに変更された。その後、一九八三年よりAソムは「家畜は私有、牧場は公有」という国家政策のもとに、「新ソルコ」(shulke)と呼ばれる請け負い政策を実施した。当時、世帯ごとに一人当たり平均一・五頭の牧場を人数分与し、世帯単位の専用牧場の境界線を決め、その使用と管理の権限を与えた。そして一九五八年以降人民公社の財産とされていた家畜の値段を計算し、各世帯に請け負わせた。それ以来、Aソムの牧畜業はガチャごとに区画されていた家族牧場によって経営されるようになった。一九八七年には、家族単位に区画されていた牧場の面積、水力資源所有の再分配などの調整が必要となったため、家族牧場を再整理再分割する作業が行われ、再分割された牧場の一人当たりの使用面積は三〇年不変と政策的に確立された。

(8) 家族数の増減に伴った家族牧場の使い分けには主に二

つのケースがある。その一、家族数が増える場合。息子が娘が結婚しても結婚相手の家にかず、実家に留まる場合、息子が娘家族は家族牧場の中に親家族の家屋とは別に独立家屋を建てて独自の家計を営み、親家族と共同で家族牧場を利用する。息子が娘の家族は子供ができて、その子供たちに新たな牧場を分与することはない。

その二、家族の人数が減る場合。娘が嫁として、息子が婿として結婚相手の地域へゆく場合、あるいは家族メンバーが亡くなった場合、その家族には牧場に余剰が生まれる。現在、その余剰部分を牧場が不足している家族に貸したり、天然水力や電力などの資源条件を利用してトウモロコシなど家畜用の飼料を植えたりするケースが現れている。

(9) 『中華人民共和國村民委員会組織法』中華人民共和國城市居民委員会組織法』中国法制出版社、一九九八年による。

(10) 「路南小組」と「路北小組」は路をランドマークとして組織されている。この路は内モンゴル北中部からモンゴル東北部へ通じる道路の一つを指す。その道は元来は採油場という町の北側に位置していたが、その北側におけるサービス産業の施設の増加につれて、その道は次第に採油場という町のほぼ真ん中に位置することとなり、町を通り抜ける道となった。現在、イマトウ居民委員会ではこの路をランドマークとして路南小組と路北小組がそれぞれ組織されている。

(11) 『増補 想像された共同体』二四―二六頁による。

(12) 注へへ参照。

〔13〕 同右。

〔14〕 二〇〇三年八月時までの調査では、その二枚の看板は昼のみ掛けておかれ、夜には臨時にやってきた流入者のベッド作りの材料として盗まれる可能性があるから、夜になるとこの二枚の看板を取り外して鎮政府の事務室に保管しておくなければ、と政府の人が語ってくれた。

〔15〕 拙論『内蒙古遊牧地域における妻方居住婚——双系相続社会の一面——』（日本民族学会『民族研究』六〇巻四号）もその代表の一つである。拙論では遊牧社会の構成の特質を説明する際、「伝統的部分」を静態的にしか捉えていなかった反面、変化した部分に対しての動態的な視点は足りない。

〔16〕 元来オリエンタリズムとは一七世紀以降、東洋の興味を志向したヨーロッパ絵画の一流派を指して用いられるものであった。サイード (E. W. Said) の著書『オリエンタリズム』では、「オリエンタリズムを東洋と西洋とされるものとのあいだに設けられた存在論的・認識論的区別に基づく思考様式」、「オリエントを支配し再構成し威圧するための西洋的知識体系」、すなわちオリエンタリズムとは優れた西洋に対する劣等的な東洋についての知識体系であると定義されている (E. W. サイード著、板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳『オリエンタリズム』平凡社、一九八六年、E. W. サイード著、大橋洋一訳『文化と帝国主義』みすず書房、一九九八年を参照)。

本論にいう「準オリエンタリズム」は、主にポストコロ

ニアル時代に現れる「どの知識に権威と真正性があり、何がグローバルな流通と消費に値するのかの判断は中心（欧米）が下す」という学問的覇権を指す。この種の学問的覇権のもとに、現在、欧米およびそれに追従するさまざまなレベルの「中心」の知識基準に合わせる構造によって「周辺」の知識を扱うことが普遍化している。その構造を打破するためには、従来の民族誌やジャーナルにかわって、世界中の人々が平等な立場で参加できる対話空間を設ける必要がある、と指摘されている（桑山敬巳「ネイティブの人類学の最前線」『社会人類学年報』二七号、二〇〇一年に拠る）。このために、完璧な他者表象、完全な客観性など理論的にはありえないとしても、人類学者はオリエンタリズム批判を無視しきれず、脱オリエンタリズム的な知を模索しつづけるのが課題である、と考える。

参考図書

- 浩帆主編『内蒙古蒙古民族の社会主義過渡』内蒙古人民出版社、一九八七年。
- 錫林郭勒盟地名委員会編『錫林郭勒地名志』錫林郭勒盟地名委員会、一九八七年。
- 周清澍主編『内蒙古歴史地理』内蒙古大学出版社、一九九三年。
- 辜勝祖・簡新華主編『当代中国人口流動和城镇化』武漢大学出版社、一九九四年。
- 錫林郭勒盟志編纂委員会編『錫林郭勒盟志』上・中・下、内蒙古人民出版社、一九九六年。

- 錫林浩特市志編纂委員會編『錫林浩特市志』内蒙古人民出版社、一九九六年。
- 江淵一公編著『トランスカルチユリズムの研究』明石書店、一九九八年。
- 色音著『蒙古遊牧社会的変遷』社会学人類学論叢第一一卷、内蒙古人民出版社、一九九八年。
- 『中華人民共和国村民委员会組織法、中華人民共和国城市居民委员会組織法』中国法制出版社、一九九八年。
- 敖仁其主編『草原牧区遊牧文明論集』内蒙古畜牧雜誌社、二〇〇〇年。
- 馬戎ほか主編『中国郷鎮組織調査』社会学人類学論叢第一五卷、華夏出版社、二〇〇〇年。
- 中国内蒙古社会科学学院法学所編訳『内蒙古自治区地方性法規章選訳』内蒙古人民出版社、二〇〇〇年。
- 鄭世成主編『内蒙古農村牧区経済調研文集』内蒙古人民出版社、二〇〇一年。
- ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石隆訳『増補 想像された共同体』NTT出版、二〇〇二年。
- ボルチジン・ジルゲル著『游牧文明史論』内蒙古人民出版社、二〇〇二年。
- 劉豪興ほか著『郷鎮社区的当代変遷 蘇南七都』上海人民出版社、二〇〇二年。
- 王邦佐著『居委会与社区管理』上海人民出版社、二〇〇三年。